

防災×PR車両導入事業委託業務仕様書

この仕様書は、徳島県（以下「甲」という。）が発災時の被災地支援と平時のPR活動に活用する「新たなキッチンカー」を導入する業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

防災×PR車両導入事業委託業務

2 目的

発災後は速やかに被災地への炊き出し支援を行い、平時には徳島県産食材のPR活動を実施できる「新たなキッチンカー（以下、「車両」という。）」を導入する。

3 契約期間

委託契約日から令和8年3月31日まで

4 委託する業務の内容

甲が、乙に委託する業務の内容は、製作仕様書及び設計書（図面含む）の作成、ベース車体の選定及び調達、車両に搭載する設備の選定及び調達、車両の架装及び設備搭載のための改造・加工、外装デザイン及び施工等、車両製作一式とし、詳細は次のとおりとする。

なお、乙は、業務の実施にあたっては、道路運送車両法、食品衛生法、消防法その他車両の運行や車両の利用に係る関係法令を考慮するとともに、甲の指示事項を遵守し、誠意をもって適切に遂行するものとする。

(1) 品名及び数量

ア 品名	防災×PR車両
イ 数量	1台
ウ 形状	バンボディトラック、キッチンカー
エ 基本ボディ	2～4トンクラス（全長8m未満）を基本とすること。
オ 車両総重量	8トン未満（特注架装後）
カ 変速方式	AT
キ その他	リコール届出による改善が必要な車両については、その改善措置が企画提案書提出時まで完了していること。

(2) 車両に搭載する機能・設備

甲が所有する「でり・ばりキッチン 阿波ふうど号」に搭載されている機能・設備をもとに目的を達成できる機能・設備を搭載すること。具体的には、以下のとおりとすること。

ア キッチン機能・設備

- ・大量調理に対応できる火力設備や保冷設備を搭載すること。
- ・スチームコンベクションオーブンを搭載すること。
- ・大容量の清水給水タンク、排水タンクを搭載すること。
- ・3人程度が同時作業可能な広い作業スペースを確保すること。
- ・全国の保健所での営業許可取得等に対応できる構造とすること。
- ・搭載設備等は未使用のものに限ること。

イ その他の機能・設備

- ・走行時の搭載設備へ影響を及ぼす振動等が軽減される構造とすること。
- ・展開時にマイクを使用したMCやBGMが流せる音響設備を搭載すること。
- ・展開時に搭載設備一式の稼働に加えて余力電力（2,000ワット以上）が使用できる十分な発電性能を有した発電機を搭載すること。
- ・外部機器接続用のコンセントを備え付けること。
- ・ナビゲーションシステム、バックカメラ、ETCユニット等、安全運行に必要な補助装置を備え付けること。
- ・夜間のイベントに対応した照明器具を備え付けること。
- ・効率的かつ衛生的に試食提供ができる構造とすること。
- ・走行時及び展開時ともに安全を考慮した構造であること。
- ・納車後に清掃、点検、修理等のメンテナンスが容易に行える構造とすること。
- ・少人数で設置・展開できる構造とすること。
- ・車体及び搭載設備ともに徳島県内でアフターサービスを受けられる体制が整っていること。
- ・搭載設備等は未使用のものに限ること。

5 委託対象経費

(1) 対象となる経費

- ア 本業務の実施に必要な、人件費、旅費、需用費、役務費、備品費（ベース車体及び車両に搭載する設備）などの経費
- イ その他、本業務を実施するために必要と認められる経費
- ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること

(2) 対象とならない経費

- ア 車両に搭載しない設備を取得するための経費
- イ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
- ウ その他、本業務との関連が認められない経費

6 納入の条件

- (1) 車両及び搭載設備の保証期間は、正常な使用状況下における故障については、乙は1年間の無償修理に応じるものとする。なお、別途メーカーの保証規定・保証期間がある場合はその内容・期間とすること。
- (2) 納入場所までの輸送費用及び輸送に係る車両の保険費用等、納入に係る一切の経費については、乙の負担とする。
- (3) 道路運送車両法第7条に規定する新車登録申請の手続き等は、乙が行うものとし、これに係る経費は見積書に含めるものとする。ただし、自動車損害賠償責任保険料や自動車重量税等の法定費用及びリサイクル料は、別途甲が支払いを行うため、見積金額には含めないものとする。

7 納入場所

徳島県内の甲が指定する場所

8 納入期限

令和8年3月13日

※納入日は、県の担当者と協議の上、決定すること。

※納期にかかわらず可能な限り早期の納車に努めること。

9 成果品

(1) 車両

乙は、本業務により作製した車両を納入すること。

(2) 製作仕様書・設計書

乙は、契約後、速やかに製作仕様書・設計書を紙媒体で各3部及び電子データで提出すること。

(3) 図面及び取扱説明書

乙は、納入期限までの間に次のうち必要となる図面等を紙媒体で各3部及び電子データで提出し、納入時に甲に対して取扱い等に関する説明を実施すること。

- ・ 図面及び取扱説明書
- ・ 車両全体図
- ・ 電気配線図
- ・ ガス配管図
- ・ 油圧機器関係図
- ・ 油圧機器取扱説明書
- ・ 搭載品取扱説明書
- ・ 音響設備結線図
- ・ 音響設備取扱説明書
- ・ 付属品・予備品リスト
- ・ 点検修理依頼先一覧表
- ・ その他必要となる図面や説明書など

10 疑義の解釈

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、甲の指示を仰ぎ、甲と乙との相談によって解決すること。解決までの経緯は乙が書面に記録し甲に提出すること。